

募集要項

非常勤講師等の勤務条件に関する事項

- 1 職名 技能業務員
- 2 任用期間 令和8年4月 1日から
令和9年3月31日まで
- 3 任用期間の更新の有無に関する事項
 - (1) 更新の有無 更新する場合があります
 - (2) 更新の判断基準 勤務成績、態度、能力、予算の措置状況により判断する
- 4 公募によらず再度の任用を行うことに関する事項
 - (1) 公募によらず再度の任用を行うことの有無
再度の任用を行うことがあります
 - (2) 公募によらず再度の任用を行うことの判断基準
勤務成績、態度、能力、予算の措置状況により判断する
- 5 勤務場所 青森県立森田養護学校
- 6 勤務内容
別に交付する書面に記載するとおり
- 7 勤務時間等に関する事項
 - (1) 勤務日（週休日） 日曜日、土曜日、祝日を除く日
 - (2) 勤務時間及び休憩時間 8時15分～14時48分（休憩時間45分含む）
※週29時間で校長が定める
 - (3) 時間外勤務の有無 無
 - (4) 休暇
別に交付する書面に記載するとおり
- 8 給与に関する事項
 - (1) 基本報酬等 月額153,410円
 - (2) その他の報酬等 青森県立学校非常勤講師等設置要綱の規定による
 - (3) 報酬等の締切日 毎月末日
 - (4) 報酬等の支払日 毎月21日
(土、日、休日の場合はその日前において、その日に最も近い土、日、休日でない日)
 - (5) 支払方法 本人名義の口座振込
 - (6) 昇給 制度無し

(7) 期末手当 制度 有

- ※ 任用期間が6か月以上（任期の更新により任用期間が6か月以上となることが見込まれる場合を含む。）であって、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である場合には、期末手当を支給する。
その他は青森県立学校非常勤講師等設置要綱の規定による

(8) 勤勉手当 制度 有

- ※ 任用期間が6か月以上（任期の更新により任用期間が6か月以上となることが見込まれる場合を含む。）であって、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である場合には、勤勉手当を支給する。
その他は青森県立学校非常勤講師等設置要綱の規定による

(9) 退職手当 制度無し

- ※ 費用の弁償 青森県立学校非常勤講師等設置要綱の規定による

9 服務に関する事項

別に交付する書面に記載するとおり

10 退職に関する事項

(1) 2及び3の任用期間の満了に伴い退職となる。

(2) 免職事由及び手続

- ① 地方公務員法第28条及び職員の分限に関する条例（昭和26年12月青森県条例第98号）の規定による
- ② 地方公務員法第29条の規定による